

八尾図書館学習室利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市図書館条例（以下「図書館条例」という。）第2条の2第7号に規定する学習室（以下「学習室」という）を市民等が学習の用に供するため、その適正な運用に関して必要な事項を定める。

(利用時間等)

第2条 学習室の利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定に関わらず、八尾市教育委員会生涯学習部八尾図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めるときは、変更することができる。

3 学習室は、12月29日から翌年1月3日までは、休室とする。ただし、館長が必要と認めたときは変更し、又は臨時に休室することができる。

4 グループ学習室の利用時間は、次の時間枠で利用許可を行うものとする。

午前の部	午前9時から正午まで
午後の1の部	午後0時30分から午後3時まで
午後の2の部	午後3時30分から午後5時まで
午後の3の部	午後5時30分から午後7時まで

(学習室の種別)

第3条 学習室は、個人の自主的に学習するための学習室（以下「個人学習室」という。）と概ね10名以内の少人数グループがグループ討議等により学習する学習室（以下「グループ学習室」という。）の二つで構成する。

(利用許可の手続き)

第4条 学習室を使用しようとする者は、八尾市立図書館の利用者登録を行わなければならない。

2 八尾市立図書館の利用者登録が行える者の条件は、八尾市図書館条例施行規則（昭和53年1月11日教育委員会規則第1号）第5条の規定のとおりとする。

3 個人学習室を利用しようとする者は、図書館が発行する借出カードに記載された利用者番号を学習室の受付簿に利用者自身が記載し、空いている座席を使用する。

4 グループ学習室を利用しようとするグループの代表者は、利用希望日の前日までに八尾図書館に利用予約を行い、当日は来館した旨を管理室の者に申し出た後に入室する。

(図書館資料の持ち込み)

第5条 八尾図書館が所蔵する図書館資料を学習室に持ち込む場合は、貸出手続をしたうえで入室しなければならない。

(利用許可の制限)

第6条 学習室の利用許可の制限については、図書館条例第7条の4の規定のとおりとする。

2 グループ学習室ではグループの日常活動に関する会議や打合せのスペースとして使用してはならない。

(利用許可の取消)

第7条 学習室の利用許可を取消す場合は、図書館条例第7条の5の規定のとおりとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 学習室を利用する者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 学習室内で、大声で騒いだり、他の利用者の学習活動の阻害となる行為を行わないこと。
- (2) 学習室内では飲食を行わないこと。
- (3) 学習室内では自己の学習活動により生じたゴミ類は全て持ち帰ること。
- (4) 一人で複数の座席を占有したり、所有物を置いて他者の利用スペースを独占しないこと。
- (5) その他、学習室の設置目的を阻害する行為を行わないこと。

(その他の事項)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別途、館長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。